

(別添)

子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（新旧対照表）（案）

（下線部は変更点）

改正後	現行
府子本第202号 平成27年7月13日 府子本第716号 平成28年10月31日 府子本第612号 平成29年8月1日 府子本第640号 平成30年6月29日 府子本第185号 令和元年6月25日 府子本第607号 令和2年5月25日 府子本第292号 令和3年4月1日 府子本第1228号 令和4年1月12日 <u>府子本第**号</u> <u>令和**年**月**日</u>	府子本第202号 平成27年7月13日 府子本第716号 平成28年10月31日 府子本第612号 平成29年8月1日 府子本第640号 平成30年6月29日 府子本第185号 令和元年6月25日 府子本第607号 令和2年5月25日 府子本第292号 令和3年4月1日 府子本第1228号 令和4年1月12日
第一次改正 第二次改正 第三次改正 第四次改正 第五次改正 第六次改正 第七次改正	第一次改正 第二次改正 第三次改正 第四次改正 第五次改正 第六次改正 第七次改正
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
内閣総理大臣	内閣総理大臣

改正後	現行
<p>子ども・子育て支援施設整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱</p> <p>第1条から第18条（略）</p>	<p>(公印省略)</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成27年4月1日より適用することとしたので通知する。</p> <p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p>第1条から第18条（略）</p>

現行

別表 1

算定基準

1 区分 放課後児童クラブ（1 支援単位あたり）	2 整備区分 創設及び改築	3 種目 本体工事費	4 基準額 ただし、平成 27 年 7 月 13 日府令第 204 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第 1 による、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）。 <u>57,318</u> 千円 一部改築については、通知の第 2 により算出されたものを基準額とする。	5 対象経費 放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。）に必要ないしは工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF）事業及び既存建物を買収することによって効率的であると認められる場合に限る。）	6 負担割合 市町村が整備を行う場合（通知の第 1 の 2 に基づき待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加算	<u>6,658</u> 千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第 1 の 2 に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】
		特殊付帯工事費	<u>17,246</u> 千円	特殊付帯工事又は必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 <u>1,521</u> 千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 <u>2,264</u> 千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】

改正後

別表 1

算定基準

1 区分 放課後児童クラブ（1 支援単位あたり）	2 整備区分 創設及び改築	3 種目 本体工事費	4 基準額 ただし、平成 27 年 7 月 13 日府令第 204 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という）の第 1 による、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日厚生労働省子ども家庭局長、文部科学省生涯学習政策局長連名通知）に基づく学校敷地内等における創設又は改築を行う場合（以下「新・放課後子ども総合プランによる場合」という。）。 <u>58,120</u> 千円 一部改築については、通知の第 2 により算出されたものを基準額とする。	5 対象経費 放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。）に必要ないしは工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PF）事業及び既存建物を買収することによって効率的であると認められる場合に限る。）	6 負担割合 市町村が整備を行う場合（通知の第 1 の 2 に基づき待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加算	<u>6,751</u> 千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第 1 の 2 に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】
		特殊付帯工事費	<u>17,487</u> 千円	特殊付帯工事又は必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 <u>1,542</u> 千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 <u>2,296</u> 千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため放課後児童クラブの整備を行う場合】

改正後

国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	内閣総理大臣が認められた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	6,751千円	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
				賃借料加算	特殊付帯工事費	
				17,487千円	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
				通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	特殊付帯工事費	
				17,487千円	仮設施設整備工事費	
				大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	仮設施設整備工事費	

現行

国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	内閣総理大臣が認められた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	6,658千円	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
				賃借料加算	特殊付帯工事費	
				17,246千円	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
				通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	特殊付帯工事費	
				17,246千円	仮設施設整備工事費	
				大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	仮設施設整備工事費	

現行

別表 2

算定基準

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。 <u>38,924</u> 千円	病児保育施設(建物)の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	<u>1,946</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	<u>4,592</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余剰スペース活用促進加算	<u>4,018</u> 千円	地域の余剰スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するたために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	<u>16,415</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 <u>2,403</u> 千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要となる費用	

改正後

別表 2

算定基準

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。 <u>39,476</u> 千円	病児保育施設(建物)の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	<u>1,974</u> 千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	<u>4,656</u> 千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
		地域の余剰スペース活用促進加算	<u>4,074</u> 千円	地域の余剰スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するたために必要となる費用	
		特殊付帯工事費	<u>16,645</u> 千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
		解体撤去工事費及び仮設施設整備工事	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 <u>2,437</u> 千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要となる費用	

改正後

拡 張	事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,341千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		内閣総理大臣が認められた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費の5%
		設計料加算	本体工事費以外に別途必要となる設計料
		環境改善加算	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事又は工事請負費
		本体工事費	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費及び工事事務費
大規模修繕	特殊付帯工事費	16,645千円	特殊付帯工事又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	

現行

拡 張	事費	2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,281千円	費又は工事請負費
		3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
		内閣総理大臣が認められた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	本体工事費の5%
		設計料加算	本体工事費以外に別途必要となる設計料
		環境改善加算	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
		特殊付帯工事費	特殊付帯工事又は工事請負費
		本体工事費	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費及び工事事務費
大規模修繕	特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事又は工事請負費
		仮設施設整備工事費	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	

現行

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1支援単あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,989千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 第8条(4)に基づく場合 37,830千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 85,978千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,050千円 第8条(4)に基づく場合 75,660千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。)に必要ないし、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することにより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の放課後児童の放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円	特殊付帯工事又は必要な工事費又は工事請負費	

改正後

別表 3

算定基準

(第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
放課後児童クラブ(1支援単あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 43,590千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,966千円 第8条(4)に基づく場合 38,359千円 ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 87,180千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,932千円 第8条(4)に基づく場合 76,718千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。)に必要ないし、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することにより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の放課後児童の放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 10,127千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円 第8条(4)に基づく場合 8,911千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 26,231千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円 第8条(4)に基づく場合 23,083千円	特殊付帯工事又は必要な工事費又は工事請負費	

改正後

現行

解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。 内閣総理大臣が認めた額とする。	解体撤去に必要ない 工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 費に必要ない賃借料、工 事費又は工事請負費	の放課後児童ク ラブの整備を行 う場合 国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】			
				拡 張	本体工事費	放課後児童クラブ の拡張整備に必要ない 工事費又は工事請負 費及び工事事務費
				賃借料加算	新たに土地を賃借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用(施設の拡 張により必要となる 部分に限る。)	
				特殊付帯 工事費	特殊付帯工事に必 要ない工事費又は工 事請負費	
第8条(1)に基づく場合 26,231千円	第8条(1)に基づく場合 10,127千円	第8条(1)に基づく場合 9,987千円	第8条(1)に基づく場合 25,869千円			
第8条(2)、(3)に基づく場合 19,236千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 7,426千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円			
第8条(4)に基づく場合 23,083千円	第8条(4)に基づく場合 8,911千円	第8条(4)に基づく場合 8,789千円	第8条(4)に基づく場合 22,765千円			

解体撤去 工事費及 び仮設施 設整備工 事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 第8条(2)、(3)に基づく場合 第8条(4)に基づく場合 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。 内閣総理大臣が認めた額とする。	解体撤去に必要ない 工事費又は工事請負 費及び仮設施設整備 費に必要ない賃借料、工 事費又は工事請負費	の放課後児童ク ラブの整備を行 う場合 国 2/9 (1/2) 【5/8】 都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】			
				拡 張	本体工事費	放課後児童クラブ の拡張整備に必要ない 工事費又は工事請負 費及び工事事務費
				賃借料加算	新たに土地を賃借 して放課後児童クラ ブを整備する場合に 必要な費用(施設の拡 張により必要となる 部分に限る。)	
				特殊付帯 工事費	特殊付帯工事に必 要ない工事費又は工 事請負費	
第8条(1)に基づく場合 25,869千円	第8条(1)に基づく場合 9,987千円	第8条(1)に基づく場合 9,987千円	第8条(1)に基づく場合 25,869千円			
第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円	第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円			
第8条(4)に基づく場合 22,765千円	第8条(4)に基づく場合 8,789千円	第8条(4)に基づく場合 8,789千円	第8条(4)に基づく場合 22,765千円			



現行

別表 4

算定基準  
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 58,386千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 42,816千円 第8条(4)に基づく場合 51,380千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建築物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建築物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建築物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,919千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,141千円 第8条(4)に基づく場合 2,569千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

別表 4

算定基準  
(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 59,214千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 43,424千円 第8条(4)に基づく場合 52,108千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建築物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認められた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建築物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建築物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,961千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,171千円 第8条(4)に基づく場合 2,606千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)に基づく場合 6,146千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,111千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,481千円 第8条(4)に基づく場合 5,378千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,656千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,681千円 第8条(4)に基づく場合 3,217千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,512千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,775千円 第8条(4)に基づく場合 5,730千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
本体工事費	内閣総理大臣が認められた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費及び工事事務費
設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
拡張		

現行

地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,027千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,420千円 第8条(4)に基づく場合 5,304千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,605千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,643千円 第8条(4)に基づく場合 3,172千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,422千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,709千円 第8条(4)に基づく場合 5,651千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合は、仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認められた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
本体工事費	内閣総理大臣が認められた額とする。 ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費及び工事事務費
設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
拡張		

改正後		現行	
環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,984千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,122千円 第8条(4)に基づく場合 6,146千円	環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円
特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,968千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,310千円 第8条(4)に基づく場合 21,971千円	特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円
	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用		子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要な費用
	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費		特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費

(別添)

子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて (新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
府子本第204号	府子本第204号
平成27年7月13日	平成27年7月13日
第一次改正	第一次改正
府子本第717号	府子本第717号
平成28年10月31日	平成28年10月31日
第二次改正	第二次改正
府子本第641号	府子本第641号
平成30年6月29日	平成30年6月29日
第三次改正	第三次改正
府子本第186号	府子本第186号
令和元年6月25日	令和元年6月25日
第四次改正	第四次改正
府子本第608号	府子本第608号
令和2年5月25日	令和2年5月25日
第五次改正	第五次改正
府子本第293号	府子本第293号
令和3年4月1日	令和3年4月1日
第六次改正	第六次改正
府子本第1212号	府子本第1212号
令和4年1月12日	令和4年1月12日
<u>第七次改正</u>	
<u>府子本第***号</u>	
<u>令和4年**月**日</u>	
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
内閣府子ども・子育て本部統括官	内閣府子ども・子育て本部統括官 ( 公 印 省 略 )

改正後	現行
<p>子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第1 から第3 （略）</p> <p>第4 大規模修繕</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 対象基準</p> <p>（1）原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円（<u>新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300万円</u>）に満たない場合は、500万円（<u>新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕については、300万円</u>）以上のものとする。</p> <p>施設延面積（基準面積）×4,000円</p> <p>ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。</p>	<p>子ども・子育て支援整備交付金に係る施設整備の取扱いについて</p> <p>標記については、次により、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>第1 から第3 （略）</p> <p>第4 大規模修繕</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 対象基準</p> <p>（1）原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、これにより算出された額が500万円に満たない場合は、500万円以上のものとする。</p> <p>施設延面積（基準面積）×4,000円</p> <p>ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。</p>

改正後	現行
第4 2 (2) から第10 (略)	第4 2 (2) から第10 (略)